

様式例第3号

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス <b>【職業紹介サービス】</b>  求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談。助言サービス <b>【職業紹介の付加サービス】</b> ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の <div style="text-align: right;">50%</div> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 活動1日あたり 0円 成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の <div style="text-align: right;">50%</div> 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の <div style="text-align: right;">50%</div> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-ユ-300445

事業所の名称及び所在地

株式会社 長谷工ジョブクリエイト 東京支社  
 東京都港区芝二丁目5番10号  
 芝公園NDビル5階

様式例第3号

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス <b>【職業紹介サービス】</b>  求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談。助言サービス <b>【職業紹介の付加サービス】</b> ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の 100%  手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 活動1日あたり 0円 成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の 100%  手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の 100%  手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-ユ-300445

事業所の名称及び所在地

株式会社 長谷エジョブクリエイト 関西支社  
 大阪府大阪市中央区備後町二丁目1番8号  
 備後町野村ビル7階

## 個人情報適正管理規定

1. 個人情報を取り扱う事業所内の社員の範囲は、人材コンサルティング 1部.2部 各営業1課・営業2課、及び人材開発部とすることとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 下記の職業紹介事業拠点毎に設定 することとする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。  
また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 下記の職業紹介事業拠点毎に設定 とする。

個人情報取扱責任者及び苦情処理担当者は各拠点の職業紹介責任者となります。

東京支社	人材コンサルティング部	03-5427-0828	戸部祥一
関西支社	人材コンサルティング部	06-6223-7620	窪田貴司
関西支社	名古屋営業所	052-262-3100	岡本貴幸
関西支社	福岡営業所	092-716-7330	寺田武史

許可番号

13-ユ-300445

事業所の名称及び所在地

株式会社 長谷エジョブクリエイト 東京支社  
東京都港区芝二丁目5番10号  
芝公園 ND ビル5階

求人者・求職者のみなさまへ

## 取扱職種の範囲等の明示について

長谷工ジョブクリエイトは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号13-ユ-300445）です。

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

### ◆取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）です。

取扱地域は、国内です。

### ◆手数料に関する事項

求職のみなさまからご負担いただく手数料は一切ありません。

求人者または関係雇用主のみなさまにつきましては、下表の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします。

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	手数料負担者は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% 手数料負担者は関係雇用主とします

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

### ◆求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者 下記の職業紹介事業拠点毎に設定 することとする。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

### ◆個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱いは、職業紹介責任者 下記の職業紹介事業拠点毎に設定 することとする。

個人情報に関して当該情報の本人からの情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正いたします。

### ◆苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者 下記の職業紹介事業拠点毎に設定 することとする。苦情の申出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者と連携を図りつつ迅速かつ適切に処理します。

求人者情報の取り扱い、個人情報取り扱い、苦情処理の責任者は職業紹介責任者となります。

東京支社 人材コンサルティング部 03-5427-0828 戸部祥一

関西支社 人材コンサルティング部 06-6223-7620 窪田貴司

関西支社 名古屋営業所 052-262-3100 岡本貴幸

関西支社 福岡営業所 092-716-7330 寺田武史

#### ◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により退職した場合（ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除く）、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

（1）入社後1ヶ月以内に退職した場合

受領した紹介手数料の70%

（2）入社後3ヶ月以内に退職した場合

受領した紹介手数料の30%

ただし、返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。

その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

## 業務の運営に関する規定

株式会社 長谷工ジョブクリエイト

### 第一 求人

- 1 当社は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスまたは電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第二 求職

- 1 当社は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求職の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来社されて、または電子メール添付の所定の求職票（Forms等）によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

### 第三 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みをうけた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第四 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は
  - ①職業・・・全職種
  - ②地域・・・国内です。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は係員に詳しくお尋ねください。

令和6年4月1日

代表者 代表取締役社長 小田 慎一郎